

# 社会福祉施設等耐震化促進事業（児童福祉施設等耐震診断経費）補助金交付要綱

	平成26年11月14日 26福保子計第658号 福祉保健局長決定
一部改正	平成27年9月8日 27福保子計第288号 福祉保健局長決定
一部改正	平成29年10月10日 29福保子計第678号 少子社会対策部長決定
一部改正	令和元年9月4日 31福保子計第612号 少子社会対策部長決定
一部改正	令和3年6月23日 3福保子計第324号 少子社会対策部長決定

## （目的）

第1条 この要綱は、児童福祉施設等が、乳幼児等自力での避難が難しい方が多く利用する施設であるとともに、その一部は地震発生時に被災者の受入機能を果たすことから、利用者の安心・安全を確保するために必要な耐震診断を行う施設に対して、東京都がその費用の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）を行うことについて必要な事項を定め、もって、児童福祉施設等の耐震化の推進に資することを目的とする。

## （通則）

第2条 この補助金の交付は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## （定義）

第3条 この要綱において、「児童福祉施設等」とは、別表1に掲げる施設及び東京都知事（以下「知事」という。）が特に必要と認めた施設をいう。

2 この要綱において、「耐震診断」とは、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行う耐震診断のことをいう。

## （補助対象等）

第4条 補助対象者は、児童福祉施設等の設置者（以下「設置者」という。）とする。

(別表1の5については、個人を除く。)ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)
- (4) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

2 補助対象施設(以下「対象施設」という。)は、前条第1項に掲げる施設のうち、下記の各号を満たす施設とする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)導入以前に建築された施設
- (2) 都内に所在する施設又は都外に所在する都民対象施設
- (3) 設置者が所有する施設
- (4) 過去に耐震診断を実施していない施設
- (5) 各施設に適用される法律、要綱等の基準に適合する施設

(補助対象事業等)

第5条 補助対象となる事業は、社会福祉施設等の耐震化を図るため、社会福祉施設等の設置者が対象施設の耐震診断を次条に規定する補助期間内に契約し、当該契約を行った会計年度中に完了する事業とする。

2 補助対象経費は別表2のとおりとする。

(補助期間)

第6条 補助期間は、令和8年3月31日までとする。

(補助金の交付額)

第7条 この補助金は、別表2に定める算定方法により算出した額を都の予算の範囲内において交付する。

2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第8条 この補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(第1号様式)その他必要とする書類(以下「交付申請書等」という。)を、別に定める期日までに知事宛提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、前条による交付申請があった事業について、適当と認める場合は、第13条の条件を付して補助金の交付を決定し、通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、前条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請を撤回することができる。

(補助金の請求)

第11条 第13条の9に定める補助金の額の確定があったときは、補助事業者は請求書(第2号様式)に必要とする書類を添付し、知事に請求するものとする。

(補助金の交付時期)

第12条 知事は、前条による請求を受けたときは、速やかに全額を交付するものとする。

(補助条件)

第13条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

(1) 他の補助金との重複禁止

この補助金の補助対象経費について、他の補助金の交付を受けてはならない。

(2) 改善計画の提出

耐震診断の実施により、耐震強度不足と診断された対象施設については、診断結果報告書を受けてから6か月以内に、改善計画書(第3号様式)により知事に中長期的な改善計画を提出しなければならない。

(3) 承認事項

ア 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(ア) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(イ) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(ウ) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

イ 知事は、前項の変更等承認申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、承認の可否を設置者に通知する。

ウ 第9条の規定は、前項の規定による知事の通知について準用する。

(4) 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、その理由及び遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該

収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(6) 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後の事情の変更により特別に必要が生じたときは、知事はこの決定の全部又は一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(7) 状況報告

ア 設置者は、事業計画に重大な影響を与える事情が生じたときは、その状況を状況報告書（第5号様式）により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

イ 知事は、必要が生じたとき、補助事業の進捗状況について報告させることがある。

(8) 補助事業の遂行命令等

この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、知事は、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。

この命令に違反したときは、補助事業の一部停止を命ずることがある。

(9) 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から10日以内に補助事業の事業実績報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(10) 補助金の額の確定等

知事は、前項の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(11) 是正のための措置

知事は、前項の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがある。

第9項の実績報告は、本項の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

(12) 消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税の申告により補助事業に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により知事に報告しなければならない。

なお、この場合知事は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることができる。

(13) 決定の取消し

ア 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(ア) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくはこの要綱の規定に基づく命令に違反したとき。

(エ) 補助金の交付決定を受けた者が第4条第1項ただし書に該当するに至ったとき。

イ アの規定は、第10項により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(14) 補助金の返還

ア 補助事業者は、補助金の交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の指示するところによりその額を返還しなければならない。

イ アの規定は第10項により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも同様とする。

(15) 違約加算金及び延滞金

ア 補助事業者は、第12項により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

ウ 前2項に規定する年当たりの割合は、<sup>うるうどし</sup>閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(16) 他の補助金の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、東京都福祉保健局少子社会対策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年9月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月4日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月23日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表 1

区分	施設種別
1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に基づく次の施設等	乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 助産施設 保育所 児童厚生施設
2 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設	婦人保護施設
3 学童クラブ事業実施要綱に基づく施設	学童クラブ
4 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項に基づく施設	自立援助ホーム
5 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3の第8項に基づく施設	小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）
6 子育てひろば事業実施要綱に基づく施設	子育てひろば（一般型、連携型）
7 東京都認証保育所事業実施要綱に基づく施設	認証保育所（A型、B型）
8 認可外保育施設に対する指導監督要綱、事業所内保育施設支援事業補助要綱、病院内保育所施設整備費補助金交付要綱に基づく施設	ベビーホテル 事業所内保育所 病院内保育所
9 小規模保育整備促進支援事業実施要綱に基づく施設	小規模保育事業実施施設
10 家庭的保育事業等実施要綱に基づく施設	家庭的保育事業等実施場所
11 病児・病後児保育事業費補助金交付要綱に基づく施設	病児・病後児保育事業実施施設

別表 2

1 事業内容	2 補助対象経費	3 算定方法
耐震診断	施設利用者の安全を確保するために必要な建物の耐震診断費（目視等による簡易な耐震診断費を除く。）	別に定める補助対象面積に別に定める補助単価を乗じて得た額と補助対象経費の実支出額（ただし、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額）とを比較して、少ない方の額に5分の4を乗じて得た額

社会福祉施設等耐震化促進事業（児童福祉施設等耐震診断経費）補助金交付要綱細目

平成26年11月14日  
26福保少計第658号  
福祉保健局長決定  
(一部改正) 平成29年10月13日  
29福保子計第748号  
少子社会対策部長決定  
(一部改正) 令和3年6月23日  
3福保子計第324号  
少子社会対策部長決定

社会福祉施設等耐震化促進事業（耐震診断経費）補助金の交付については、社会福祉施設等耐震化促進事業（耐震診断経費）補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この細目に定めるところによる。

第1 交付要綱別表2（第5条関係）の別に定める補助対象面積及び補助単価は、次のとおりとする。

1 補助対象面積

各事業における補助対象面積は、施設利用者の安全を確保するために必要な建物の耐震診断を実施する延べ面積（㎡）とする。

2 補助単価

補助単価は、次に定める費用とする。

(1) 面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡

(2) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡

(3) 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡

附 則

この細目は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この細目は、平成29年10月13日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この細目は、令和3年6月23日から施行し、同年4月1日から適用する。